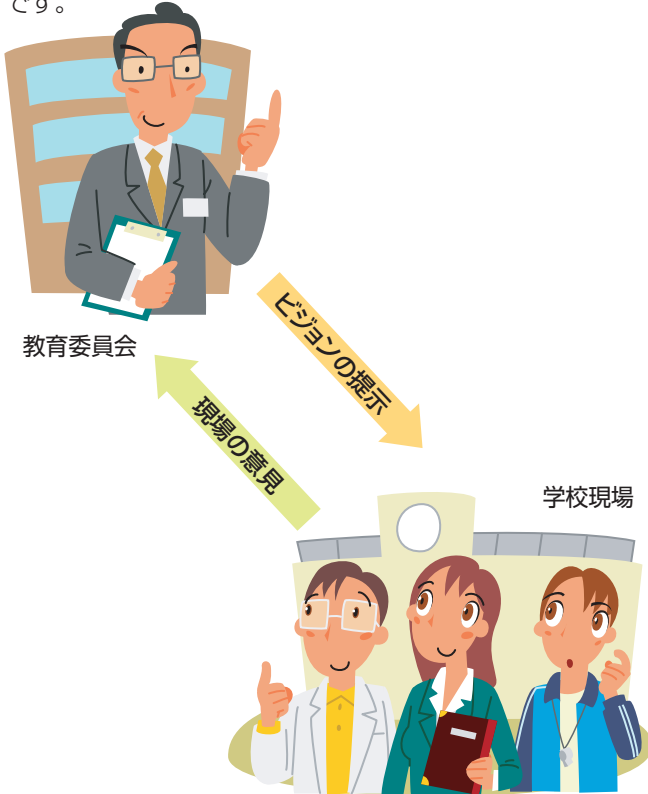


校務情報化推進の留意点

教育委員会のビジョンと学校からの要望のすりあわせ

校務情報化では教育委員会が中長期のビジョンを明確にし、学校現場といっしょに十分に協議しながら進めることが重要です。



教員のICTリテラシーの向上

教員がシステムを利用するのに必要な基礎的なICTリテラシーを身につけられるように各種研修を整備することも不可欠です。

情報セキュリティの確保

校務情報システムの構築にあたっては、学校内にどのような情報があり、どのような危険性があるのかを分析し、その対処方法を情報セキュリティポリシーとして明確にし、十分なセキュリティ対策を施す必要があります。校務用と授業用のネットワークもセキュリティの観点から切り分けておかなければなりません。

電子化についての規定や制度の見直し

「押印の必要な公文書の存在が校務情報化の妨げになる」とよく言われます。しかし実際には、指導要録などごく一部を除いては、法令的な規定はありません。規定があると思いついで慣例的にやっているケースがほとんどです。制度や規定の意味を正しく認識し、見直していくことが大切です。

指導要録についても、学籍記録の部分には押印が必要ですが、指導記録の部分については、教員が日々蓄積した学習活動記録情報をもとに印刷することも可能です。

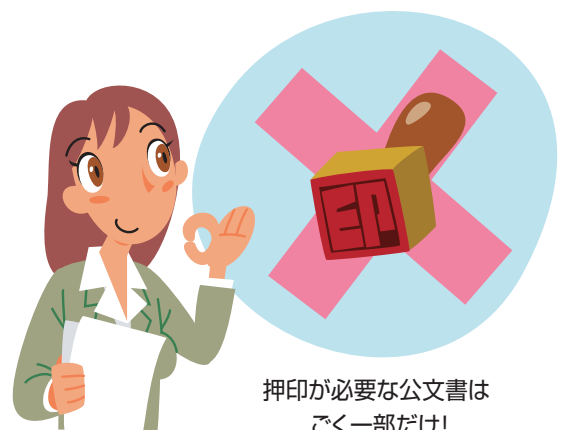
押印を必要とする公文書を極力少なくし、電子決裁システムを導入することで、業務の効率化を図ることができます。

校務情報化推進の動機付け

校務情報化が負担軽減や業務の効率化のためだけのものではなく、「児童生徒に対する教育活動の質的改善」をもたらす有効な手段なのだという意識を教職員間で共有することが重要です。

実効性のある運用体制 ～学校長と教育委員会がリーダーシップを～

校務情報化の推進について、教育委員会が積極的に学校現場を主導するとともに、学校内において、校長などの管理職が校務情報化の価値を十分理解し、リーダーシップを発揮することが必要です。



問い合わせ先：文部科学省初等中等教育局参事官(産業教育・情報教育担当)付情報教育係
〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL：03-5253-4111(代) 内線2090

発行：社団法人 日本教育工学振興会(JAPET)

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル2F TEL：03-5575-5365